

みどり園短期入所生活介護事業(ショートステイ) 重要事項説明書

あなたに対する短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 立石会
法人所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 坂本文秋
電話番号	0858-53-2820

2. ご利用事業所

事業所の名称	みどり園短期入所生活介護事業所
事業所の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937
施設長名	施設長 加藤 昌子
電話番号	0858-53-2820
ファクシミリ番号	0858-53-2822

3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		鳥取県知事の事業者指定		利用 定員	琴浦町基準 該当サービス 当・非該当
		指定年月日	指定番号		
居宅	短期入所生活介護	平成12年4月1日	鳥取県指令第200700205988号	20人	
	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	鳥取県指令第200500143890号		
	通所介護	平成12年4月1日	鳥取県指令第200700206003号	55人	委託事業
	介護予防・総合事業通所介護	平成29年4月1日			
	居宅介護支援事業	平成12年4月1日	鳥取県指令第200700205896号		
	介護予防・総合事業居宅介護支援事業	平成29年4月1日			委託事業
施設	介護老人福祉施設	平成12年4月1日	鳥取県指令第200700208185号	90人	当・非該当

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、社会福祉法人立石会が開設するみどり園短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要介護状態にある利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
事業運営の方針	当事業所にあつては、短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行ことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。又、市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

5. 事業所の概要

みどり園短期入所生活介護事業所(介護老人福祉施設と併設)

敷地	13,575m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造平屋建(耐火構造)
	延べ面積	4,059.39m ²
	利用定員	20名(介護予防短期入所含む)、介護老人福祉施設90名

(1)居室

居室の種類	室数	面積	1人当たりの面積	備考
1人部屋	8室	72.00m ²	9.00m ²	A棟
2人部屋	4室	65.70m ²	8.22m ²	A棟
	5室	146.25m ²	14.63m ²	B棟
	3室	74.58m ²	12.43m ²	B棟
	2室	52.00m ²	13.00m ²	B棟
	1室	25.35m ²	12.68m ²	B棟
4人部屋	8室	275.00m ²	8.60m ²	A棟
	3室	103.50m ²	8.63m ²	A棟
	7室	336.70m ²	12.03m ²	B棟

(注)指定基準は、居室1人当たり10.65m²以上だが、平成12年4月1日現在までに有する施設は、収納設備等を除き、4.95m²以上。

(2)主な設備

設備の種類	数	面積	1人当たりの面積
食堂・機能訓練室	食堂 2室	452.46m ²	4.1m ²
	訓練室 1室		
一般浴室	1室	34.44m ²	
機械浴室	特殊浴槽	3台	
談話コーナー	2箇所		
寮母室	2室		
医務室	2室		
トイレ	4箇所		
洗面所	8箇所		

(注)食堂の指定基準は、1人当たり3m²。ただし、平成12年4月1日現在までに有する施設は、当分の間、適用しない。

6. 職員体制(主たる職員)

(介護老人福祉施設・介護予防短期入所含む)

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格者数
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1			1	1名	
生活相談員	2	1	1		2	2	2名	
介護職員	42	37		5	37.7	33.7	32名(介護福祉士)	
看護職員	6	6			6	4	6名	
機能訓練指導員	2	2			2	1.1	2名	
管理栄養士	1	1			1	1	1名	
調理師	10	9		1			7名	

(注)上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(9:00～18:00) 常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯(9:00～18:00) 常勤で勤務	4週8休
介護職員	・早番(7:00～16:00) ・準早番(8:00～17:00) ・日勤(9:00～18:00) ・準遅番(9:30～18:30) ・遅番(10:00～19:00) ・夜勤(16:30～9:30)	原則として 4週8休
看護職員	正規の勤務時間(9:00～18:00) ・夜間については、交代で自宅待機を 行い、緊急時に備えます。 (看護責任者) 仲井美由紀	原則として 4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間(9:00～18:00)	原則として4週8休
医師	内科(週1回、月曜)14:00～16:00	
管理栄養士	正規の勤務時間(9:00～18:00) 常勤で勤務	4週8休
調理師	・早番(6:00～15:00) ・準早番(7:00～16:00) ・日勤(9:00～18:00) ・準遅番(9:30～18:30) ・遅番(10:00～19:00)	原則として 4週8休

8. サービスの概要

サービスの提供に当っては、利用者にかかる居宅サービス計画を基に、短期入所生活介護計画を作成し、当該計画に沿ってサービスを提供します。

種類	内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事の提供及び栄養食事相談を行います。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 ・利用者の状況に応じ食後の口腔ケアを行います。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望に応じ、週2回以上の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離 床、 着替え、 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、利用者の希望に添った着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室における機能訓練及び日常生活の中での機能訓練や、レクリエーション、行事等を通じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

種 類	内 容
居室の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の空き状況により当事業所で決定します。又、利用者の心身の状態により居室を変更する場合があります。 ・利用者及びご家族の方の希望は可能な限り配慮します。 ・当施設は、全ての居室を多床室扱いとします。
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の衛生管理の徹底及び日常生活にかかる感染対策を行い、感染症及び食中毒の予防に努めます。又、発生時は嘱託医や市町村、保健所等の関係機関と連携を図り、まん延の防止に努めます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主なレクリエーション行事:別紙の施設行事計画のとおり
理髪・美容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月5回、理美容師による出張理髪サービスをご利用いただけます。

9. 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
短期入所生活 介護利用料	1日当たりの標準負担額 (要介護1) 6,030円 (要介護4) 8,150円 (要介護2) 6,720円 (要介護5) 8,840円 (要介護3) 7,450円
機能訓練体制加算	1日当たり120円
看護体制加算(I)	1日当たり40円
看護体制加算(II)	1日当たり80円
療養食加算	1食当たり80円
夜間職員配置加算	1日当たり150円
サービス提供体制加算I	1日当たり220円
緊急短期入所受入加算	1日当たり900円
送迎加算	送迎片道1,840円
看取り連携体制加算	1日当たり640円 死亡日から以前30日以内(7日限度)
介護職員処遇改善加算I	1月の法定給付総額の14.0% (小数点以下は四捨五入)

*自己負担額は、利用者負担割合に応じた額となります。市町村より交付された「介護保険負担割合証」を介護保険被保険者証と併せて提示して下さい。

*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
食 費	1日当たり1,480円 (朝食400円・昼食590円・夕食490円)
居住費	1日当たり860円
理容・美容	・理容サービス 1回 1,500円～2,500円
日常生活品費	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
日常生活に要 する費用で本 人に負担いた だくことが適 当であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶コーナー利用代金 ・日常生活品の購入代行 ・レクリエーション費用 ・クラブ活動費 ・その他の費用
特別な食事	・要した費用の実費(飲料も含まず)
区域外送迎費	・送迎実施区域を越えた地点から10Kmごとに、1,000円を実費。

*世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けておられる方は、

食費(特別な食事は含まれません)、居住費の負担が軽減される制度があります。

(3) 支払方法

サービス提供月の利用料の支払いは、翌月の15日までに請求いたしますので、請求します月の末日までにお支払ください。お支払方法は、銀行振り込み若しくは現金にて窓口へお支払ください。

10. 送迎

- ・主な送迎実施区域…琴浦町、北栄町(旧大栄町)
- ・送迎実施時間…午前9:00～午後6:00
- *希望があれば、夕食後(午後6:30～午後7:00)の送りもいたします。

11. 苦情等申し立て先

当事業所ご利用相談室	窓口責任者	加藤 昌子	
	ご利用時間	毎日	9:00～18:00
	ご利用方法	電話	0858-53-2820
		面接	みどり園事務室
		苦情箱	(玄関横のカウンターに設置)

12. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	無
-------------	---

13. 緊急時の対応

緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、主治医若しくは当事業所の嘱託医、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行います。 ・短期入所生活介護計画を作成する際に、利用者又はご家族の方に「緊急時連絡先」を記載していただきます。 ・利用者が外部の医療機関へ通院される場合の介添いは、原則としてご家族の方にさせていただきます。 ・事故が発生した場合、速やかに原因を追求して、再発生を防ぐための対策を行います。
--------	---

14. 非常災害時の対策(介護予防短期入所、介護老人福祉施設含む)

非常時の対応	・別途定める「特別養護老人ホームみどり園 消防計画」により、対応を行います。			
平常時の訓練等防災設備	・別途定める「特別養護老人ホームみどり園 消防計画」により、年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加していただいで実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4箇所
	避難口(非常口)	8箇所	屋内消火栓	13箇所
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	24箇所	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン等は、防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日令和5年6月21日 防火管理者:阪本 友和			

15. 当事業所ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間(9:00～21:00)を遵守し、必ず「面会名簿」に記入してください。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出	外出の際には必ず、別途「外出・外泊届」を提出してください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	居室内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

16. 虐待防止

虐待防止	<p>・当園は、入所者の人権擁護・虐待の防止等のための指針を整備し、必要な体制の設備を行うとともに、職員に対し、虐待を啓発・普及するための必要な措置を講じます。</p> <p>又、職員、養護者(親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。</p> <p>虐待防止責任者:加藤昌子 虐待防止担当者:生活相談員</p>
------	---

17. 業務継続

業務継続	<p>・当園は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図る為の業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。</p>
------	--

令和 年 月 日

利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	住 所 名 称	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937 みどり園短期入所生活介護事業所
説明者	職 種 氏 名	生活相談員

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者本人	住 所 氏 名
(代理人)	住 所 氏 名

行事計画

月	行事名
4月	春季遠足、花祭り
5月	春季遠足
6月	夏季遠足
7月	七夕交流会、夕涼み会
8月	運動会
9月	敬老会
10月	紅葉狩り、秋祭り
11月	秋季遠足
12月	クリスマス忘年会、餅つき
1月	とんど祭り、運動会
2月	節分豆まき
3月	ひな祭り
毎月	誕生会、クッキング、喫茶、各クラブ活動
随時	外食ツアー、ショッピング、故郷訪問